

ごみにするのはもったいない!

使用済 小型家電は回収ボックスへ

現在、使用済みの小型家電の多くがごみとして排出され、部品などに使われている貴重な資源が埋め立て処分されています。それってもったいないと思いませんか?そこで本市では、貴重な資源を回収するため、表1の市有施設などに小型家電の回収ボックスを設置しました。限られた資源を有効活用するために、ぜひ、協力してください。



問い合わせは
ごみ減量課 ☎ 027-898-6272



回収品目

電気や電池で動く小型の家電製品で、回収ボックスの投入口(縦15cm×横30cm)に入るもの

(一例)			
	携帯電話 PHS		電卓
	パソコン		ヘッドライヤー
	デジタルカメラ ビデオカメラ		ゲーム機
	DVDプレーヤー		カーナビなど
	デジタルオーディオプレーヤー	※家庭から出たものに限る	

利用するときの注意点

回収ボックスには、小型家電をそのまま入れてください。個人情報などのデータがあるものはあらかじめ消去を。乾電池は取り外してください。なお、一度回収ボックスに入れたものは返却できません。

蛍光管や電球、家電リサイクル法の対象品目

あるテレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は従来どおりの処理をお願いします。

●回収ボックスに入らない小型家電は

荻窪清掃工場か富士見クリーンステーションへ持ち込んでください。また、パソコン以外は指定袋に入れて不燃の日に集積場所へ出すこともできます。

ちょっと質問

使わないパソコンってどうしたらいい?

パソコンは、次のいずれかの方法で処分してください。集積場所には出せませんので、注意してください。

- ノートパソコンなど回収ボックスに入るサイズのものは回収ボックスを利用する **New!**
- 回収ボックスに入らないものは荻窪清掃工場か富士見クリーンステーションへ持ち込む **New!**
- 製造メーカーなどへ回収を依頼する(右記のマークのあるパソコンはリサイクル料金がかりません)



設置場所	利用曜日・時間
市役所、各支所・市民サービスセンター	月曜～金曜、午前8時30分～午後5時15分
総合福祉会館*1	午前8時30分～午後10時
児童文化センター*2	火曜～日曜、午前9時～午後4時30分
ベシア電器前橋モール店(上泉町)	午前10時～午後7時30分
ベシア電器前橋みなみモール店(鶴光路町)	午前10時～午後8時

*1. 第2日曜、年末年始を除く
*2. 第2木曜(休日の場合は翌日)、年末年始を除く
※施設の事情などで利用時間などが変更する場合があります。詳しくは各施設に問い合わせてください。

病児・病後児保育事業の概要

項目	内容
実施施設	済生会前橋病院 病児・病後児保育施設(上新田町)
利用期間	月曜～土曜(祝日・年末年始を除く)、午前8時～午後6時 連続利用は病気の治癒見込み期間か、7日間のいずれか短い方
対象	次の全てを満たす子ども、1日4人まで ①生後8週間～おおむね9歳 ②市内在住か、市外在住で市内に保護者の勤務先がある ③保護者の就労、傷病、冠婚葬祭などで家庭での保育が困難 ④病気の治療中か回復期で医師が認める
費用	1日2,000円 (生活保護世帯は無料、本市民で前年度市民税非課税世帯は1,000円)

※病状などによっては利用できない場合があります。

施設利用案内(手続きフローチャート)

各必要書類の配布

前橋保健センター内保育課で(11月1日からは実施施設でも)配布します。本市ホームページや済生会前橋病院ホームページ(<http://www.maebashi-saiseikai.or.jp/>)からダウンロードもできます。

1 事前登録

前橋保健センター内保育課で事前に利用登録してください。登録開始は10月7日(月)からで、毎年度更新が必要となります。

なお、次の必要書類のほか、生活保護世帯は生活保護受給者証の写し、本市民で前年度市民税非課税世帯は前年度市民税非課税証明書(父母両方必要)が必要になります。必要書類=利用登録申請書、市外在住で市内在勤者は在勤証明書



2 予約

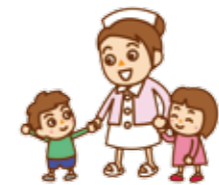
予約は原則として11月1日から利用希望日の前日までに実施施設へ直接。予約する前にかかりつけ医などで受診し、医師に診療情報提供書を記入してもらってください。

必要書類=診療情報提供書



3 利用日

健康保険証と福祉医療費受給資格者証のほか、次の必要書類を必ず用意してください。必要書類=利用申込書、診療情報提供書(記入済み)、病状連絡票



施設の愛称を募集します

問い合わせは 済生会前橋病院 ☎ 027-252-6011

済生会前橋病院では、病児・病後児保育施設の愛称を募集しています。詳しくは問い合わせるか、同院ホームページをご覧ください。



子育て世代の応援団

利用しませんか病児・病後児保育

11月1日(金)から病児・病後児保育事業がスタート。この事業は、病気の治療中や回復期の状態にある子どもを、医療機関などが運営する専用施設で一時的に預けることができるもの(上表のとおり)。預けている間は、看護師と保育士が子どもに付き添います。親の子育てと就労の両立や子どもの健全な育成のため、利用してください。

問い合わせは 保育課 ☎ 027-1220-5705

病児・病後児保育施設

